

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

法人税の留保金課税における地方法人税の適用について

《内容》

関与先のA社は、食料品小売業者で資本金の額は2億円ですが、発行済株式数の90%を創業者であるオーナー一族が保有し、残り10%は幹部社員と従業員持株会が保有しています。そのため、法人税法上の特定同族会社に該当し、留保金課税の適用対象になります。

今期の申告で留保金課税における留保金額の計算に当たって、所得等の金額のうち留保した金額から地方法人税の額は控除することになりますが、一方、地方法人税の課税対象には、通常の法人税額のほか、留保金課税による法人税額も含まれます。

そうしますと、法人税の留保金額と地方法人税額の計算が堂堂めぐりとなり、これらの計算ができないように思われますが、どのように計算することになるのでしょうか。

『答』

法人税の留保金課税に当たり、留保金額の計算上、所得等の金額のうち留保した金額から控除する地方法人税の額は、留保金課税による法人税額に対する地方法人税の額を除いた金額で計算することになります。

(解説)

- 1 特定同族会社の各事業年度における留保金額が留保控除額を超える場合には、通常の法人税のほか、別途その超える部分の留保金額（課税留保金額）に対して特別税率による法人税が課されます（法法67）。これを一般に特定同族会社の留保金課税といいます。ただし、資本金の額が1億円以下の会社（資本金額が5億円以上の法人との間にその法人による完全支配関係がある会社を除く）については、留保金課税の適用はありません（法法67①、66⑥二、三）。

ここで「特定同族会社」とは、基本的に会社の株主等の一人とその特殊関係者（株主等の親族、株主等と事実上婚姻関係にある者、株主等の使用人など）が、その会社の発行済株式数の50%を超える株式を有する、その会社をいいます（法法67①②、法令139の8）。

A社は、資本金の額が2億円で、創業者であるオーナー一族が発行済株式数の90%を保有しているとのことですから、特定同族会社に該当します。

2 また「留保金額」とは、その事業年度の所得の金額と受取配当等の益金不算入額や外国子会社から受ける配当等の益金不算入額などとの合計額（所得等の金額）のうち留保した金額（法人税申告書別表四「47の欄の②」）から、当期の法人税額、地方法人税額、復興特別法人税額および住民税額の合計額を控除した金額をいいます（法法67③）。

さらに「留保控除額」は、次に掲げる金額のうち最も多い金額です（法法67⑤）。

- (1) 当期の所得等の金額の40%相当額
- (2) 年2,000万円
- (3) 資本金の額の25%相当額－当期末の利益積立金額

3 この留保金額から留保控除額を控除して「課税留保金額」が計算されます。その課税留保金額を、①年3,000万円以下の金額、②年3,000万円超年1億円以下の金額および③年1億円超の金額に区分して、その区分に応じそれぞれ①10%、②15%、③20%の特別税率を乗じて計算した合計額が留保金課税による法人税額となります（法法67④）。

4 このように、納付すべき地方法人税額の計算の基礎には、留保金課税による法人税額も含まれます。一方、前述したとおり、留保金課税における留保金額の計算上、所得等の金額のうち留保した金額から地方法人税額は控除しなければなりません。そのため、ご質問にあるように、留保金額と地方法人税額の計算が循環して、計算できないのではないか、という問題が生じます。

5 そこで、この問題を解決するため、所得等の金額のうち留保した金額から控除する地方法人税の額は、留保金課税による法人税額に対する地方法人税の額を除いた金額とするとされています（法法67③）。留保金課税を適用する前の通常の法人税額に対する地方法人税額だけを控除するということです。

このような問題は、留保した金額から控除する法人税額についても生じます。この点、法人税にあっても、留保した金額から控除する法人税額は、留保金課税を適用する前の法人税額とされています（法法67③）。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。